

胆のうがん・胆管がん（肝内胆管がんを含む）

胆汁を十二指腸に流す管（胆管）の細胞ががんになる胆管がんは、部位により、肝外胆管がんと肝内胆管がん（胆管細胞がん）に分けられます。肝内胆管がんは肝臓にできたがんとして、肝細胞がんと一緒に原発性肝がんとして取り扱われることもあります。

1. 診断

(1) 精密検査(確定診断) ※詳細は担当医にお聞きください。

腹部超音波（エコー）検査、CT（マルチスライスCT／MDCT）検査*、MRI検査（磁気共鳴胆管膵管撮影／MRCP）、直接胆道造影（内視鏡的逆行性胆管造影／ERC、経皮経肝胆道造影／PTC）、胆道鏡（経口胆道鏡／POCS、経皮経肝胆道鏡／PTCS）、超音波内視鏡検査／EUS、管腔内超音波検査／IDUSなどの画像検査と腫瘍マーカー検査を組み合わせて行います。

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。また、本島中南部のがん診療連携拠点病院（④P41）や専門的がん診療機関（④P44・肝がん）でも可能です。

(2) 病期判定

治療の方針を決めるために、病期（ステージ／stage＝病気の広がり、がんの進行の程度）を決定することが必要です。

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

*CT検査

体の周囲からX線を当てて、体の断面図を撮影する検査のことです。体を輪切りにしたような画像をコンピューターで作り出しているため、病変の形や特徴を詳細に観察できます。

2. 治療 ※詳細は担当医にお聞きください。

(1) 手術

もし手術が可能な病期であれば、多くの場合、まずは手術をします。各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

(2) 放射線療法(がんに治療用の放射線を当てて、がん細胞を破壊して、がんを消滅させたり小さくする治療)

病期や病状によっては、放射線治療が必要になることがあります。北部医療圏では困難なので、本島中南部の放射線療法が可能な病院で治療を受けることになります（④P45）。

(3) 化学療法(抗がん剤、分子標的治療薬など)

各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

(4) 黄疸に対する処置

黄疸がある場合、内視鏡を用いて胆管にステント（プラスチック製あるいは金属製の管）を挿入する方法（内視鏡的胆道ドレナージ／EBD）や皮膚から肝臓を介して胆管にステントを留置する方法（経皮経肝胆道ドレナージ／PTBD）を用いて、胆汁を体外へ出す処置をすることがあります。

これらは各診療所では困難ですが、医師会病院または北部病院で可能です。

